

組合ニュース 山梨大学教職員組合

Tel (内線): 8097 直通 (Fax): 254-2667

E-Mail: kumiai@nashidai-union.org

いよいよ意向投票が始まります!!

10月14日より、意向投票の公示が始まります。学長候補適任者の所信表明、推薦理由書、経歴書など大切な情報が本学 HP で公開されます。投票日程は以下の通りです。

意向投票は 10/27,28 の 2 日間

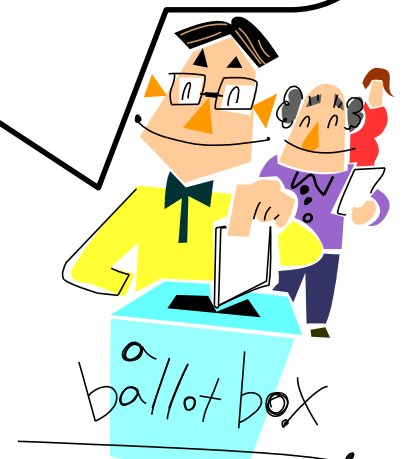
甲府一本部棟 5F 第一会議室

医学部-管理棟 2F 中会議室

不在者投票は 10/17~24 の間

甲府-総務人事課 医学部-医学部総務課

私たちの声を
次期学長・学長選考会議に
届けましょう!!



私たち自身の意志を示すのは、 意向投票で投じる一票です。



「意向投票はしてもムダ」ではない！！

学長候補適任者の推薦公示が始まった10/1に、HP内の「次期学長選考について」（「e-Office Navi 学内総合案内」内）に、「学長候補選考に係る概略図」が「←必見！！」の文字（赤字）と共にアップされました。

内容は、これまでにも示されてきた学長候補選考の流れの図ですがその図の下には、赤字でこう書いてあります。

上記のとおり、平成26年8月8日付けの学長選考に関する諸規則の改正により、学長選考会議が主体的に学長候補者を選出することとなり、**意向投票は1回のみ実施し、その結果は参考として使用するに留めることとなりました。**これは、国立大学改革プランや学校教育法・国立大学法人法の改正趣旨に沿うものです。

よって、意向投票の結果が、そのまま学長選考の結果に反映されるものではありません。

「意向投票は1回のみ実施し、その結果は参考として使用するに留めることとなりました。」意向投票の結果が、そのまま学長選考の結果に反映されるものではありません。」と書いてあるのを見て、「私たちの意向投票はムダなの？」と思った方もいるのではないのでしょうか？

ですが、本学の「次期山梨大学長候補者の選考に関する取扱要項」の第4条と第13条では、以下のように書いてあります。

第4条 選考会議は、新たに学長候補者として適任であると推薦された者（以下「学長候補適任者」という。）について、学長候補者選考の参考とするため、有資格者による意向投票を行う。

第13条 選考会議は、第4条及び第4条の2に定める面談等を実施し、意向投票の結果を参考に、学長候補者を選考する。

取扱要項にもしっかりと示されているように、意向投票の結果を参考に学長候補者を選考するという趣旨が書かれており、「意向投票の結果が、そのまま学長選考の結果に反映されるものではありません」との主旨は書かれてはいないことに注目して下さい。私たちの意向投票の結果をどのように参考にするかは、規定上では、学長選考会議がこれから決めることなのです。

ですので、これからの大学をより良いものにしたいという私たち教職員の関心・期待の高さを意向投票でしっかりと示し、学長選考会議に是非とも参考にしてもらいましょう！！

